

東京都立大学 法科大学院
2023年度入学者選抜
(2年履修課程, 特別選抜開放型・一般選抜共通)

憲法・民法・刑法 試験問題
(2022年10月29日実施)

試験時間 午前10時30分～午後1時30分

受験に当たっての注意事項

- (1) 受験中は、机の右上に、本学受験票を置いてください。
机上には、上記受験票、筆記用具、時計、眼鏡、ティッシュペーパー、目薬以外の物を置くことはできません（事前協議により認められた者は除く。）。
- (2) 筆記用具は、黒インクのボールペン又は万年筆に限ります。机上に置ける筆記用具はこれだけです。これ以外の筆記用具を用いた場合は、0点として採点します。また、消しゴム等で消すことのできるインクや2色（又は複数色）のボールペン等、マーカー、修正液及び定規等の使用も認めません（答案の下書きや問題冊子への書込みも含む。）。
- (3) 携帯電話又はそれに類する通信機器等は身につけず、必ず電源を切って鞆等の中にしまってください。それらを時計として用いることはできません。
- (4) 耳栓、イヤホン又はそれに類するものの使用は禁止します。
- (5) 受験中の飲食は禁止します。ただし、水分補給のため、蓋付ペットボトル入りの飲料を持ち込んで飲むことはできますが、机上に飲料を置かず、必ず蓋を閉めて足元に置き、机上にこぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損したりしないよう十分に注意してください。ペットボトル以外の缶、瓶、水筒等は認めていません。
- (6) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- (7) この問題冊子は表紙を含めて6頁あります。問題冊子を破いたり、ホチキス止めをはずしたりしてはいけません。
- (8) 答案用紙の所定の欄に、受験番号及び氏名を必ず記入してください。
なお、所定の欄以外の場所に氏名を記載するなど特定人の答案であることが明らかとなるような行為は一切禁止します。
- (9) 答案用紙は、各科目1枚（両面記載）のみ配布しますので、汚損しないよう注意してください。また、解答すべき答案用紙の科目を間違えないように注意してください。
- (10) 配布した「法科大学院試験六法」は試験時間終了時に回収しますので、書き込んだり、頁を折り曲げるなどして汚損しないでください。汚損行為は不正行為とみなします。
- (11) 試験室では監督員の指示に従ってください。不正行為があった場合又は監督員の指示に従わなかった場合には、失格となります。また、他の受験者の受験の妨げとなる行為が認められた場合には、監督員が、試験時間中であっても試験場からの退出を命ずることがあります。
- (12) 試験終了時刻までは、試験室から退出することはできません。トイレに行くことも原則として禁じます。緊急の場合や気分が悪くなった場合等には手を挙げてください。

憲法 問題

内閣総理大臣 P は政権に対する度重なる批判にあい、与党からも政策の合意を得られず政権運営に行き詰まっていたけれども、衆議院を解散して総選挙に打ってでることはないとの見方が大勢であった。しかし、重要な予算案が国会で承認される見通しが立たなくなったので、突如衆議院を解散し、総選挙となった。

Q 県選挙区では前回選挙に僅差で落選した野党の A が立候補した。A の陣営は突然の選挙で時間がないとして、活発に選挙運動を行うようになった。A の高校時代の友人 X は A を絶対当選させるという気概にあふれ、A の選挙区の有権者である同級生の家 7 軒を戸別訪問し、A に投票するようにお願いして回った。これが対立候補者 B の選挙運動員に知れるところとなり、X は公職選挙法 138 条 1 項違反で刑事訴追された。

本件で X はどのような違憲の主張をなしうるか、また、それに対してあなたはどのように考えるか、反対の立場も示しながら、論じなさい。なお、公職選挙法 239 条 1 項 3 号の憲法問題は論じなくてよい。

【参照】

公職選挙法

第 138 条 1 項 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることができない。

第 239 条 1 項 次の各号の一に該当する者は、1 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金に処する。

.....

三 第 138 条の規定に違反して戸別訪問をした者

.....

以 上

民法 問題

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

I

【事実】

1. 令和4年9月1日、Aは、B所有の自動車（以下「甲車」という。）を運転中、信号機のない交差点を右折しようとした際、対向車線を直進してきたC運転の自動車（以下「乙車」という。）と衝突事故を起こした（以下「本件事故」という。）。
2. 本件事故におけるAとCの過失割合は8対2であった。
3. Aは、本件事故当時、Bの従業員であり、Bの営業のために甲車を運転することが許容されていた。しかし、私用で甲車を運転することはBの内規で禁止されていたにもかかわらず、Aは、この内規に違反し、勤務時間終了後、私用で甲車を運転中に本件事故を起こした。
4. Cは、保育園を経営するDの従業員であり、乙車を運転して園児の送迎を行う業務を担当していた。本件事故当時、乙車には、保護者から保育委託を受けていた園児らが乗車していたが、うち1名の園児Eが負傷し、治療費など合計50万円に相当する損害を被った。
5. Eの親権者であるFは、Bに対し、上記50万円の損害賠償を請求した（以下「請求1」という。）が、Bは、㊦本件事故はAが私用で甲車を運転中に惹起されたものであるから、責任を負わないし、㊧仮に責任を負うとしても、Cにも2割の過失があるからこの点が考慮されるべきであると反論した。

〔設問1〕

【事実】1から5までを前提として、次の問いに答えなさい。

下線部㊦及び㊧のBの各主張の当否を検討した上で、請求1の可否について説明しなさい。なお、自動車損害賠償保障法に基づく構成について検討する必要はない。

II 【事実】1から5までに加え、以下の【事実】6から10までの経緯があった。

【事実】

6. 令和4年9月5日、Bは、自動車修理業者であるGとの間で、本件事故で破損した甲車の修理につき、次の内容の合意をした（以下「本件請負契約」という。）。
 - (1) 修理代金は100万円とする。
 - (2) Gは、Bに対し、令和4年10月1日、Gの修理工場（以下「丙工場」という。）において、修理を完了した甲車を、Bから修理代金100万円の支払を受けるのと引換えに引き渡す。
7. Gは、令和4年9月28日までに甲車の修理を完成させ、丙工場に保管しておいたが、

同月 30 日、盗難被害に遭い、甲車は所在不明となった。G には、盗難防止を含む甲車の管理について帰責事由はなかった。

8. 甲車の評価額は、修理前は 50 万円、修理後は 150 万円であった。
9. G は、B に対し、令和 4 年 10 月 1 日、修理代金 100 万円の支払を求めたが、B は、㉗ 甲車の返還を受けられない以上、修理代金の支払には応じられないとして、これを拒絶した。
10. B は、G に対し、令和 4 年 10 月 2 日、甲車の返還を受けられないことを理由に本件請負契約を解除するとの意思表示をし、甲車の修理後の評価額である 150 万円の支払を求めた（以下「請求 2」という。）。

〔設問 2〕

【事実】 6 から 10 までを前提として、次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。

- (1) 下線部㉗の B の主張の法的根拠を指摘した上、この主張が認められるかについて説明しなさい。
- (2) 請求 2 の可否について説明しなさい。

以 上

刑法 問題

次の【事例】を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

甲は、金銭トラブルのあった同僚Vに対して恨みを持ち、怖がらせて懲らしめようと考えた。そこで、Vを自宅に呼び出すと共に、友人である乙に電話して「今からおれの家と一緒にVを懲らしめてくれ。」と頼み、これを了承した乙も自宅に招いた。

Vが甲宅に到着すると、甲はVを部屋の中に引き入れ、乙と共に顔面を殴打したり、腹部や背部を蹴ったりするなどの暴行を約1時間に渡り繰り返した。この暴行により、Vは顔面や腹部に全治2カ月の打撲傷を負った。

甲の暴行が予想以上に激しく、終える様子がなかったため、乙は「おい、ちょっと待て。」と甲を制止し、Vをソファに座らせて「大丈夫か。」と問いかけた。乙は、黙っているVの様子を見て「タクシーで病院に連れて行こう。」と言いスマートフォンを取り出して電話をかけ始めた。甲は、これらの乙の行動に腹を立て、「勝手なことをするな。」と言いながら乙に掴みかかると口論となったため、乙の顔面を強く殴りつけて失神させた。

甲は、動かなくなった乙を見て、一人で再びVに対して頭部や腹部を椅子で殴打するなどの激しい暴行を加えた。Vは、甲が乙を失神させたのを見た上、甲が一層激しい暴行を加えたことから、このままでは殺されるかもしれないと思い、甲の隙をついて靴下履きのまま玄関から飛び出して逃走した。甲は、「おい待て。戻れ。」と大声を上げながらVを連れ戻そうと後を追った。Vは、追ってくる甲を見て強い恐怖を抱いて逃走を続けた末、甲宅から700メートルほどの距離にある高速道路に進入したところ、走行中の自動車に衝突され、それによる外傷性ショックで死亡した。

〔設問1〕

甲の罪責について論じなさい（共犯及び特別法違反の点を除く。）。

〔設問2〕

乙の罪責について、①甲と同様の責任を負うとする立場と、②甲と異なる責任を負うとする立場から、それぞれの論拠を説明しなさい。なお、自らの立場を述べる必要はない。

以 上